明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（三〇六）　二
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三六二）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務三五〇）　二
○航空業務に関する日本国とスペインとの間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換に関する件（外務三三五）　三
○ハイチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三三六）　四
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成三十事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（農林水産二四六五）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同二四六六）　四
○都市計画に関する件（東北地方整備局二一四～二一六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二四八、二四九）　七
○道路に関する件（中部地方整備局八九、九〇）　八
○道路に関する件（中国地方整備局九三）　八
○道路に関する件（四国地方整備局八一、八二）　八
〔国会事項〕
内閣　法務省　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三一
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇六号）（総務省）

1　地方独立行政法人法第二一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行う地方独立行政法人について、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三三年法律第六号）の準用に関する規定の整備を行うこととした。（第四〇条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行するものとした。